

青少年雇用情報シート（企業全体での【 正社員 】に関する情報です）

※海外支店等に勤務している労働者については除外した情報となります

事業所名	社会福祉法人なかよし愛育会 松木保育園	求人番号		記入日	令和4年6月29日
------	------------------------	------	--	-----	-----------

1 募集・採用に関する情報

		企業全体の情報			【松木保育園】に関する情報		
①	直近3事業年度の新卒者等の採用者数	前年度 8人	2年度前 6人	3年度前 6人	前年度 3人	2年度前 0人	3年度前 1人
	直近3事業年度の新卒者等の離職者数	前年度 2人	2年度前 1人	3年度前 2人	前年度 1人	2年度前 0人	3年度前 0人
②	直近3事業年度の新卒者等の採用者数（男性）	前年度 0人	2年度前 0人	3年度前 0人	前年度 0人	2年度前 0人	3年度前 0人
	直近3事業年度の新卒者等の採用者数（女性）	前年度 8人	2年度前 6人	3年度前 6人	前年度 3人	2年度前 0人	3年度前 1人
③	平均継続勤務年数	5.0年			5.6年		
※	従業員の平均年齢 (参考値として、可能であれば記載してください。)	38.9歳			39.6歳		

2 職業能力の開発及び向上に関する取組の実施状況

①	研修の有無及びその内容	有・無	外部の研修に参加する。外部の研修の報告会。規定類の読み合わせ
②	自己啓発支援の有無及びその内容	有・無	研修は労働時間として扱う。
③	メンター制度の有無	有・無	
④	キャリアコンサルティング制度の有無及びその内容	有・無	
⑤	社内検定等の制度の有無及びその内容	有・無	

3 職場への定着の促進に関する取組の実施状況

		企業全体の情報		【松木保育園】に関する情報	
①	前事業年度の月平均所定外労働時間	0.6時間		1.3時間	
②	前事業年度の有給休暇の平均取得日数	12.3日		12.0日	
③	前事業年度の育児休業取得者数／出産者数	女性 4 / 1人	男性 0 / 0人	女性 2 / 1人	男性 0 / 0人
④	役員及び管理的地位にある者に占める女性の割合	役員 67%	管理職 67%		

※ ④については、雇用形態に関わらず企業全体における割合を示しています。

雇用保険適用事業所番号

1105-108323-6

青少年雇用情報シート（企業全体での【 正社員 】に関する情報です）

※海外支店等に勤務している労働者については除外した情報となります

事業所名	社会福祉法人なかよし愛育会 風渡野保育園	求人番号		記入日	令和4年6月29日
------	-------------------------	------	--	-----	-----------

1 募集・採用に関する情報

		企業全体の情報			【風渡野保育園】に関する情報		
①	直近3事業年度の新卒者等の採用者数	前年度 8人	2年度前 6人	3年度前 6人	前年度 2人	2年度前 4人	3年度前 2人
	直近3事業年度の新卒者等の離職者数	前年度 2人	2年度前 1人	3年度前 2人	前年度 1人	2年度前 0人	3年度前 0人
②	直近3事業年度の新卒者等の採用者数（男性）	前年度 0人	2年度前 0人	3年度前 0人	前年度 0人	2年度前 0人	3年度前 0人
	直近3事業年度の新卒者等の採用者数（女性）	前年度 8人	2年度前 6人	3年度前 6人	前年度 2人	2年度前 4人	3年度前 2人
③	平均継続勤務年数	5.0 年			5.8 年		
※	従業員の平均年齢 (参考値として、可能であれば記載してください。)	38.9 歳			37.2 歳		

2 職業能力の開発及び向上に関する取組の実施状況

		c	
①	研修の有無及びその内容	有・無	外部の研修に参加する。外部の研修の報告会。規定類の読み合わせ
②	自己啓発支援の有無及びその内容	有・無	研修は労働時間として扱う。
③	メンター制度の有無	有 無	
④	キャリアコンサルティング制度の有無及びその内容	有 無	
⑤	社内検定等の制度の有無及びその内容	有 無	

3 職場への定着の促進に関する取組の実施状況

		企業全体の情報			【風渡野保育園】に関する情報		
①	前事業年度の月平均所定外労働時間	0.6 時間			0.4 時間		
②	前事業年度の有給休暇の平均取得日数	12.3 日			13.1 日		
③	前事業年度の育児休業取得者数／出産者数	女性 4 / 1人	男性 0 / 0人	女性 1 / 0人	男性 0 / 0人		
④	役員及び管理的地位にある者に占める女性の割合	役員 67%	管理職 67%				

※ ④については、雇用形態に関わらず企業全体における割合を示しています。

青少年雇用情報シート（企業全体での【 正社員 】に関する情報です）

※海外支店等に勤務している労働者については除外した情報となります

事業所名	社会福祉法人なかよし愛育会 北浦和駅前保育園	求人番号		記入日	令和4年6月29日
------	---------------------------	------	--	-----	-----------

1 募集・採用に関する情報		企業全体の情報			【北浦和駅前保育園】に関する情報		
①	直近3事業年度の新卒者等の採用者数	前年度 8 人	2年度前 6 人	3年度前 6 人	前年度 3 人	2年度前 2 人	3年度前 3 人
	直近3事業年度の新卒者等の離職者数	前年度 2 人	2年度前 1 人	3年度前 2 人	前年度 0 人	2年度前 1 人	3年度前 2 人
②	直近3事業年度の新卒者等の採用者数（男性）	前年度 0 人	2年度前 0 人	3年度前 0 人	前年度 0 人	2年度前 0 人	3年度前 0 人
	直近3事業年度の新卒者等の採用者数（女性）	前年度 8 人	2年度前 6 人	3年度前 6 人	前年度 3 人	2年度前 2 人	3年度前 3 人
③	平均継続勤務年数	5.0 年			3.9 年		
※	従業員の平均年齢 (参考値として、可能であれば記載してください。)	38.9 歳			39.5 歳		

2 職業能力の開発及び向上に関する取組の実施状況

①	研修の有無及びその内容	有・無	外部の研修に参加する。外部の研修の報告会。規定類の読み合わせ
②	自己啓発支援の有無及びその内容	有・無	研修は労働時間として扱う。
③	メンター制度の有無	有 無	
④	キャリアコンサルティング制度の有無及びその内容	有 無	
⑤	社内検定等の制度の有無及びその内容	有 無	

3 職場への定着の促進に関する取組の実施状況

3 職場への定着の促進に関する取組の実施状況		企業全体の情報			【北浦和駅前保育園】に関する情報		
①	前事業年度の月平均所定外労働時間	0.6 時間			0.2 時間		
②	前事業年度の有給休暇の平均取得日数	12.3 日			12.1 日		
③	前事業年度の育児休業取得者数／出産者数	女性 4 / 1 人	男性 0 / 0 人	女性 1 / 0 人	男性 0 / 0 人		
④	役員及び管理的地位にある者に占める女性の割合	役員 67 %	管理職 67 %				

※ ④については、雇用形態に関わらず企業全体における割合を示しています。

雇用保険適用事業所番号 1105-108323-6

自己申告書

令和4年6月29日

私どもは、この求人申込みの時点において、ハローワークにおける求人不受理の対象となる求人不受理の対象のいずれにも該当いたしません。

事業所名 社会福祉法人なかよし愛育会
松木保育園・風波野保育園・北浦和駅前保育園・松木学童

事業所所在地 さいたま市緑区松木1-19-21他

代表者名 理事長 伊藤安博



- 対象条項など、求人不受理制度の内容について厚生労働省のリーフレット『労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受け付けません！』（LL281226派若01）により確認し、理解しました。

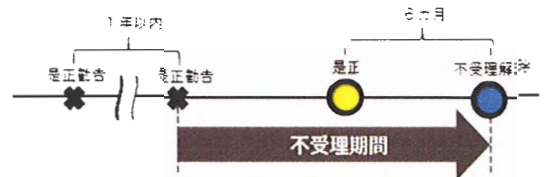
チェックシート

以下の求人不受理の対象に該当する場合は、チェック欄にシ点（「✓」）を記入してください。
なお、平成28年3月以降に以下の違反行為のうち1つでも該当する場合は、ハローワークにおける求人不受理の対象となります。

1. 労働基準法及び最低賃金法関係

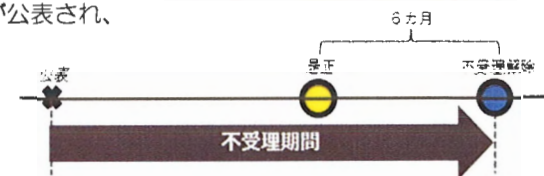
- (1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、労働基準監督署からは是正勧告を受け、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。



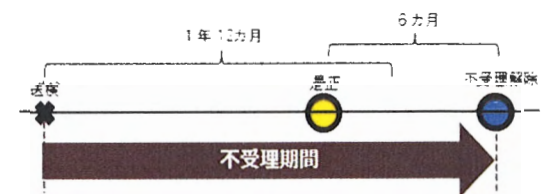
- (2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。



- (3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され

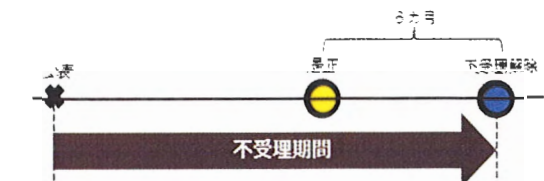
- a 当該違反行為を是正していない。
 b 送検後1年が経過していない。
 c 是正してから6カ月が経過していない。



2. 男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法関係

- (1) 対象条項違反の是正を求める勧告に従わず、企業名が公表(※)され、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。



※男女雇用機会均等法第30条または育児・介護休業法第56条の2の規定による。

3. 項目1及び項目2共通

- (1) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、
①労働基準監督署による是正勧告、
②雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。